

小冊子だよ



法人会
消費税期限内納付
推進運動

公益社団法人 新潟法人会
〒951-8061 新潟市中央区西堀通3-258-24
にいがた法人会館内
TEL 223-1242・1243 FAX 225-5699

令和元年11月 No.24

消費税の申告実務ガイド

今回の消費税率10%への引上げは、軽減税率制度が導入されたことにより、標準税率10%と軽減税率8%が混在し、しばらくの間は、旧税率8%も含めて3種類の税率が混在しますので、帳簿作成や申告書作成においては十分な注意が必要です。

また軽減税率の導入に伴い、従来の請求書等保存方式から区分記載請求書等保存方式への移行、

令和5年10月からは適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）への移行が行われます。

このように今回の税率引上げに際しては、前回の引上げ時より対応すべきことが多くなります。本冊子では、経理処理及び申告・納税の実務について重点的に解説していますので是非ご活用ください。



公益社団法人 新潟法人会